

令和元年度第3回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 実地調査結果の検証及び令和元年度報告書案について 3 その他
日 時	令和元年10月10日（木）14時00分～16時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	加島委員長、上野委員、齋藤委員、塩入委員、砂川委員、光安委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	・令和元年度第2回委員会会議録の承認
議 事	<p>1 開会、会議の定足数確認 （事務局） 本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 それでは、令和元年度第3回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。 本日は、委員全員の出席をいただいております、横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。この後の進行につきましては、委員長よろしくお願いいたします。 （加島委員長） ただいまから委員会を開会します。本日の会議は公開で行います。</p> <p>2 前回会議録の確認 （加島委員長） これより議事に入ります。まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録につきましては、事務局から既に送付済みです。事務局から修正のご連絡がございます。 （事務局） <資料1に基づき説明> （加島委員長） 他に何か御意見等がありますでしょうか。特に御意見がなければ承認としたいと思いますよろしいでしょうか。それでは、承認とします。</p> <p>3 実地調査結果の検証及び令和元年度報告書案について （加島委員長） 次に、「(2) 実地調査結果の検証及び令和元年度報告書案について」に移りたいと思います。 報告書案は既に送付済みですが、改めて事務局から資料説明をお願いします。 （事務局） お手元の資料に基づきまして、担当係長から御説明します。 （事務局） <資料2に基づき説明> （加島委員長） ありがとうございます。ただいま、報告書案を改めて読んで頂けたと思います。皆さんの御意見を伺いたしたいと思います、いかがでしょうか。</p>

(加島委員長) 5 ページ (2) の前、個人情報取扱事務の概況までで意見がありますか。

(齋藤委員) 2 ページの「調査結果概要」のなお書きで、今回は提案を多少するにしても、改善を求めるものはない方向で審議しています。仮にこのまま改善を求めるものがないと、審議会のほうで個人情報の保護に関し、必要な措置を求める可能性があるでしょうか。

(事務局) この後、審議会に報告書を提出して、措置報告書を提出してもらいます。その際は改善事項と提案事項に関する措置報告書を提出してもらいます。提案事項だけだとしても措置報告書は出ます。

(齋藤委員) 提案事項だけでフィードバックを求めるということでよろしいですか。

(事務局) フィードバックの求め方としては、措置とは違うけれど、よく読んだ上で対応して報告してくださいという手続にはなります。

(齋藤委員) 3 ページのウの下から 2 行目の「なお、多量の個人情報を含む書類を発送する」とあります。恐らく、「個人情報を含む書類を多量に発送する」という趣旨かととらえました。それでいいですか。

(事務局) そのとおりです。

(齋藤委員) 「多量に」がどこにかかるかという問題があります。「多量に発送する」と作り替えたほうがいいです。

5 ページのイの下から 3 行目「何のファイルが保管されているかどうかが分かる一覧表が掲示されており」というのは、「書類の状況が一目で分かる」という意味なのだろうと思います。「一目で」の場所を移してください。

(塩入委員) 齋藤委員のご指摘の部分の文章は、言っていることが重複しています。何のファイルなのか、一覧表が掲出されているから、一目で保存されている書類が分かるようにしてということ、まとめられるのではないのでしょうか。

(砂川委員) 両地域ケアプラザともそういう一覧がありましたか。

(事務局) あったのは Y 地域ケアプラザのほうです。

(砂川委員) Y 地域ケアプラザは全部の棚にあったのですか。どこか 1 個の書庫だけ書いてあったような気がします。全ての書庫についてその一覧があったかどうか記憶がありません。

(事務局) 並んでいた中では 1 か所だったと思います。

(砂川委員) 全部網羅して一覧にして管理しているのかが少し気になります。たまたまあの棚だけだったかもしれません。そこを評価してしまっているのでしょうか。ほかがあったかどうかを確認していないのですよね。

(加島委員長) これは確認してもらってもいいですよ。やっているのだったらその表現でいいですが。

(事務局) 電話で確認した中では、「できる範囲ではしている」という回答でした。「やれるところは貼ってある」という感じでした。

(加島委員長) やってないところもあるということですね。だったら、そういう表現にしたほうがいいかもしれません。

(上野委員) やっていない部分については、提案事項で「全部やりましょう」としますか。

(加島委員長) そういった表現に持っていけばいいです。

(塩入委員) 3 ページ目イで、「鍵の管理については職員のみが使用できる管理」となっています。「鍵は職員のみが使用できる管理」ということ

ですね。

5 ページ目イで、1 段落目の下から 4 行目、「件数としては、3 か月で約150件している」とあります。

(加島委員長)「送付」を入れたほうがいいですね。

(塩入委員) その 2 行下、「職員の個人情報漏えいの意識の向上」は、「漏えいリスクに対する意識」で修正をお願いします。

(加島委員長) 私からは「選定理由」のところをお願いします。前にももらった資料に、地域ケアプラザの個人情報漏えい事故の件数が書いてありましたが、「ほぼ毎月、誤送付が発生している」という文言がありました。今回もその文言を入れてもらいたいです。

それでは、まとめまで含めて意見をお願いします。

(塩入委員) 5 ページ (2) ア上から 3 行目辺りに「再認識及び想定されるリスク」とあります。その前から読むと、「各職員の取り扱う個人情報の種類や件数を再認識するとともに、想定されるリスクを検討し」ということですか。個人情報をリスト化し、それによって、その個人情報の種類や件数を再認識するということですか。

(事務局) 再認識をし、そこからどういったリスクがあるかを検討するということです。「再認識するとともに」というように言葉を入れないと伝わらないかと思います。そこは修正します。

(塩入委員) 6 ページ、上から一、二行目「把握することによって」の後に読点を入れたほうがいいです。

「リスクを意識し見直すこと及び」とつながっています。「リスクを意識し、見直すこと」と、変なところに点が入っています。これは「見直すことと検討すること」ということですかね。「把握することによって」に点を入れ、「意識し見直すこと、及び」にしたほうがいいと思います。

6 ページのイ (ア) は先ほど言ったようにまとめて整理していくことと、イ (イ) 1 行目の「スローガンや標語貼り紙」とあります。「標語の貼り紙」ですか。

その 3 行目で「こうした取組は、職員の個人情報を取り扱う意識啓発の向上の対策」とあります。ここも意味がよく分かりません。恐らく「意識の啓発」ですか。「啓発の向上」というのがよく分かりません。

「その対策」というと、マイナスのことへの対策だと思います。向上のための取組だと思います。ここも表現を変えたらと思います。

(齋藤委員) 私も「啓発」「向上的」と言うと、どちらも高める意味合いだと思います。「意識啓発の手法として有効」とか、そのぐらいですか。この先でも「意識啓発」という小見出しを使っています。「啓発」という言葉を残して、あとは余分かだと思います。

(上野委員)「意識啓発として有効である」という感じでどうですか。「対策」と言ってしまうとマイナスの意味になります。

(塩入委員) 同じページウの (ア) 1 行目「環境が良く整備されていた」というのは、若干口語みたいだと思いました。

3 行目、「個人情報を含む書類の施錠・保管」でしょうか。「施錠保管」というつながりで使っているのですか。その後も「常時、施錠保管されており」とあります。「施錠保管」という表現として使っているのでしょうか。

(事務局) 「施錠された状態で保管されている」という意味です。

(塩入委員)「施錠できる棚での保管」とか。作成側としては意味が伝わり

ますが、読み手に伝わるかなという問題です。

(加島委員長)「施錠された状態で保管されていた」とか、何か入れないと要旨が分からないでしょう。

(塩入委員) 同じ段落の5行目で、「キーボックスの鍵の所在を一部の職員のみしか知らないで」とあります。「のみしか」は、どちらかでもいいと思います。

ここの3段落目、2行目では「明文化されており」ですが、能動態か受動態で統一するほうがいいです。

次のページ上から2行目「確認を行う際に確認する項目」は、「確認を行う際のチェックリストを作成し」ということでいいのではないのでしょうか。この「明文化し」は「確認する項目を」にかかっているのだと思います。「複数人で確認を行う際のチェックリストを作成し」で十分かという気がします。

(加島委員長) 先ほどの塩入委員が指摘された「取り扱う環境が」のところも整理したほうがいいと思います。

(齋藤委員) 7ページの(イ)下から2行目「内容に変化を付けるなどをしつつ」という文が必要かどうか、いかがでしょうか。

(上野委員) ここは回数のことをほめているのだと思います。「内容に変化を付ける」というのはほかのところで言っています。「年2回の研修を継続する」でいいのかなと思います。

(塩入委員) 言いたいのは、「変化をするなど工夫して」ということですね。

(上野委員) 提案事項のところで「見直しや変化」は入れてきているので、ここは「2回やることを推奨する」という形なら、「変化」は特に書かなくてもいいかと思います。後ろと重複してしまいます。

(加島委員長) そうですね。

(塩入委員) 更に要求するとしたら、「内容の充実を図った上で、更にはいい研修にしてください」ということです。そこまで要求しないなら、ここはいっそ省いてしまってもいいかと思います。

(上野委員) ここは評価すべき点です。「充実したか」というのは後ろのほうで書いています。

(砂川委員) 「個人情報に関する研修」は、「個人情報保護に関する研修」だと思います。

(加島委員長) 研修に「保護」は付けたほうがいいですね。

(事務局) 全部「保護」で統一したほうが皆さん分かりやすいのではないかと思います。

(上野委員) X地域ケアプラザは、事故が多かった年度だけ2回やりました。ほかの年はやってないのであれば、評価できるのはY地域ケアプラザだけです。

(事務局) 29年度は2回やりましたが、それ以外は年1回やっていると聞きました。

(上野委員) X地域ケアプラザではその後は1回ですが、Y地域ケアプラザはずっと継続的に年2回やっています。評価すべき点にX地域ケアプラザが入ってくると違和感があります。

(加島委員長) でも、X地域ケアプラザと書いてあります。

(事務局) イのほうに移すということですか。

(加島委員長) X地域ケアプラザは、事故が多かったときの2回を評価しています。

(事務局) 現状は1回の部分もありますが、増やした2回の部分を評価し

ているという整理です。

(上野委員) Y地域ケアプラザは恒常的に2回やっています。読んでみると、X地域ケアプラザは事故が多かったときだけ2回やっただけではないかと取られてしまいます。

(事務局) X地域ケアプラザも含めて評価する形にはしていますが、表現で差を付けて、なおこのまま維持していいのでしょうか。

(加島委員長) 提案事項の中で、X地域ケアプラザの研修に入れるかどうかです。

(事務局) 両地域ケアプラザを評価するのではなく、Y地域ケアプラザの評価項目にしましょうか。

(加島委員長) X地域ケアプラザのほうに入れておかないですか。評価できる話ではないのでしょうか。

(事務局) ここに残すようなら、Y地域ケアプラザの話を先に持ってきて、「X地域ケアプラザも事故が多かった年は2回行った」というのを付け足したらどうでしょうか。

(加島委員長) はい。よろしいのでしょうか。ほかに何かありますか。

(光安委員) 事故のケーススタディを行うことと、個人情報保護の内容確認の研修を行うことと、異なってくると思います。二つの内容で整理し、どちらかがなされて、どちらかがなされていないようにしたらどうでしょうか。一つの研修ということで括ってしまうと、どんな研修をしているのかがよく分かりません。慣れが生じてしまうこともあります。慣れが生じたらいけない研修なのではないでしょうか。慣れたのだったらウェルカムかもしれません。慣れるということは、よく理解しているということですよね。表現の問題ではなく、整理を二つに分けて、X地域ケアプラザとY地域ケアプラザそれぞれにできていることとできていないことを書いてもいいかと思います。内容が固定化することが必ずしも悪いことではないようにも思います。

提案事項7ページ(4)ア(ア)について、X地域ケアプラザでの書類の管理は、実際には管理と言える状況ではないと思います。ただ、かなり負担をかけて、段ボールを全部引っくり返して本当にリストを作るのかという話になってしまうと思います。仮にリストを作っても、トイレットペーパーと同じところに置いてあるもので、リストがあったら管理しているという感じでもないと思います。抜かれてしまったら分かりません。

何が問題かという、やはりスペースの確保です。私は、あの設備であの地域ケアプラザの所長や周りの皆さんはベストを尽くしていると思います。我々が何かサポートできるとしたら、予算とか色々難しいのかもしれませんが、管理スペースや書類の格納スペースを確保しないといけないのではないかと思います。彼らは倉庫などで工夫しながらやっていますが、限界だと思います。あれでは物がなくなってしまうのではないのでしょうか。

こういったリスト化を促すのもいいですが、そもそも予算付けして、前にやったように棚をつくったり、場所を確保したほうがいいのではないかと思います。そういう整理をしたらどうでしょうか。

私は失礼していたのですが、Y地域ケアプラザは、8ページのイ(ア)、FAXに関して、「注意喚起を図る」と書いてあります。どんな注意喚起ですか。こういうことを提案事項にするのなら、具体的な注意喚起の方法を書いてもいいと思います。

ウの（ア）では、書類発送時のチェックについて具体的な代案や「どういうふうにしる」ということが書いてあるので、やりやすいと思います。Y地域ケアプラザのイの（ア）は、FAX送信についてどういう注意喚起を凶ればいいのか書いたほうがいいです。注意喚起だけで本当の再発防止になるのか考えないといけません。

例えば、FAXの機械に登録をするときにダブルチェックをして見て、あとは登録先にしか送れないようにするとかです。登録でやっていたのかもしれませんが、工夫できるような表現にしたほうがいいです。地域ケアプラザの人が忙しい中で我々の提案事項に対応することを考え、手をわずらわせないような内容にしてもらえればと思います。

（加島委員長）三点ありましたが、まず研修の件についてどうですか。

（事務局）非常に重要な指摘をもらった気がしています。ただ、今回の報告書で書けるかどうかというところはあります。

（加島委員長）個人情報保護法や条例の話と、事故の経緯についての内容について等があると思います。ここでは「工夫・検討されたい」となっていますが、もう少し具体的に書くかどうかです。

（光安委員）イメージしているのは、「事故の事例を皆で共有し、再発防止につなげていこう」ということでしょうか。

（事務局）そういったイメージです。

（光安委員）であれば、そういったことを何度もやったほうがいいのかと思います。

（加島委員長）ただ、工夫していましたよね。

（上野委員）ここで言っている研修は、個人情報保護法についての内容で、ヒヤリ・ハットや事故については個別に適宜やっているという感じでした。ここで言っているのは、年2回、定期的にやっている研修なのだと私は読んでいました。

（光安委員）「ヒヤリ・ハットはやっている」という話ですか。そうすると、ケーススタディはやっているものの、個人情報の基本的な知識習得に関する研修はマンネリ化しているから、内容を見直したほうがいい、ということでしょうか。ただ、内容を見直すほど個人情報保護のテーマはないような気がします。難しいと思います。固定化したからいけないというのはどうかと思います。逆にヒヤリ・ハットでやっているのなら、そこは一定の評価をした上でやったほうがいいです。現場の人たちは、どうしたらいいのかわからず困ってしまうと思います。

（加島委員長）どこまで書けるか分らないですが、私からも提案です。事故が起きたとき、うちの職場でロールプレイングをしました。それから1年間、漏えい事故は全然出ていません。危ないのは1年後なので、そろそろ起きるかと思っています。もう一度注意喚起しようと思います。実際に重大漏えい事故が起き、プレス発表までの経緯を仮定し、職員にやらせました。かなり効果があるのではないかと思います。そういう研修も取り入れたらいいのではないのでしょうか。

（事務局）事故が起きてしまうとどのように大変なのかということで、緊張感を持たせるということですね。

（加島委員長）ちょっと検討してください。

次に、管理スペースについてです。確かに、トイレトペーパーと同じ倉庫に入れていました。両施設ともそういう状態です。現実問題として、管理スペースをつくるのは無理ですよね。ただ、もう少し工夫はあるかと思っています。トイレトペーパーと書類と、分けをきちんとする

とか、それは入れたほうがいいと思います。8ページのウ、X、Y地域ケアプラザの共通事項についてです。「整理をされたい」という形でしょうか。

(光安委員)「リストをつくれ」と言うと、あの人たちはすごく大変だと思います。

(加島委員長)扉や壁に貼ってあったのは便利かと思います。

(事務局) あれは現在使っているファイルなので。

(加島委員長)チェックしやすいですね。

(光安委員)全部引っくり返して、中に何が入っているのかももう1回見て、「この箱にはこれが入っている」と、やらなければいけないですね。それはちょっと大変です。

(光安委員)リストは、本当は必要だと思います。

(加島委員長)管理スペースの問題は、提言してもいいかなと思います。

(上野委員)過去のを引っくり返すという意味にとるとすごくプレッシャーですが、現在使っているのはリスト化しているから、それをうまく使ってそのまま保管していけばと思います。

(事務局)これから段ボールに詰めていくときにそういうものをセットでということですね。

(光安委員)そうですね。

(加島委員長)「同じ倉庫に入れてあっても明確に分けて、一目で分かるようにしなさい」というふうに。

(光安委員)X地域ケアプラザは、別に汚くなっているわけではないので、では、どうやって保管すればいいのか、ということは具体的に提言してあげないと、働いている人たちがかわいそうです。去年、ここの成功例として棚が付きました。それも予算が付いてできたのではないかと思います。ここの委員の役割がそういうところにもあるのだったら、言われてしまっているのも、お金を下さい、と言いやすいではないですか。やってあげてもいいかと思います。

(事務局)指定管理施設なので、予算がどういう経路になっているのか想像が付きませんが、それを踏まえて、健康福祉局がきちんと考えないといけないことかという気がします。ありがとうございます。

(加島委員長)3点目のFAX送信の関連は、市で決めたマニュアルがありますよね。

(上野委員)7ページで、FAXの宛先確認、送付枚数というチェックリストがあります。FAXを送信するときにそれを確認するよということによって注意喚起すれば、何を注意喚起するのかが明確になると思います。

(加島委員長)私が思ったのは、職員はすごく一生懸命やっているとしました。それでも、どこかでは必ず出てきます。8月も漏えい事故が多いです。今回、第三者評価委員会で実地調査をして、提言によって少なくなるのが目標です。

この間、坂村健の講演に行きました。「日本の問題として、優秀な現場が構造的な欠陥を運用でカバーしている」という話がありました。職場は現場の職員にすごく支えられています。管理状態も悪いし、いつ事故が起きてもおかしくない状態にありながら、職員の意識で何とか持っている気がします。市会の議事録などで、地域ケアプラザの質問を読みました。そうすると、やはり職員が次から次へと替わってしまっています。年2回研修していても、その職員がまた新しくなってしまう、施設長はすごく大変です。

市の担当課の役割と、委託先の法人がもっときちんとやらないといけないと思います。ここである程度、法人の役割と課の責務をちゃんと書いたほうが良いと思います。

事務作業が多いので、RPAを導入してもっと簡単にする等は、法人でないとできないと思います。だから法人が現場の事務作業の効率化にもう少し真剣に取り組んでもらえればと思います。

(砂川委員) あれだけ毎月大量に郵送しないといけないという現状でしたが、何か違う方法がある気がします。それはIT化かと思いますが、なかなか今は難しいです。

(上野委員) 書類は介護保険で決まっているものということはあると思います。

(上野委員) Y地域ケアプラザは施設長が替わったばかりです。こういった時に、法人で異動や引継ぎをやってもらったと思います。

(加島委員長) 来たばかりで分からないようです。X地域ケアプラザのほうは、きちんと全部説明できました。

(上野委員) 上の人が替わってすぐに何か起きる危険性は十分あります。

(加島委員長) サービス提供表で、事業所を間違えることがあります。あれにすごく気を遣っています。事業所を間違えないようにするために、人がいないのに3人でチェックする必要があるのでしょうか。個人宅に送るものについてはものすごく集中してやるべきですが、サービス提供表はダブルチェックを行う等、メリハリがあればと思います。個人情報事故が起きると後々問題になるから、みんなよく取り組みます。そういう仕事の進め方は結構辛いと思います。ある程度真剣にやるところと普通にやるところを分けたほうが良いです。そういうのも施設長に任せるよりは、法人としてリスク度を決めたマニュアルを作ったほうが良いと思います。

(上野委員) X地域ケアプラザは個人情報をリスト化していると言っていました。法人として各事業所から上がってきたものをまとめて、そこで軽重を付けて戻す形があってもいいのかもしれない。事業所だけで軽重を付けるのはなかなか難しいです。

(事務局) Y地域ケアプラザでは新しい所長からの話では、半日ぐらいかけて、ものすごく念入りにチェックしているとのことでした。そこにそれだけの労力をかけるのかとも思いました。

一方で、地域ケアプラザの漏えい事故は、サービス提供事業者側の間違いです。横浜市で年間300件起きているうちの100件ぐらいが指定管理者で、何とか減らしてほしいということです。リスク度に応じて適切に取り扱うにはどうすればいいのか、と非常に思います。

(光安委員) 同一法人の事業所を間違えたからといって、本当にそこを強く注意すべきなのか、ということはありません。思考停止になって、「何でもやらなければ」となると、かえって事務が煩雑になったり多忙になり、次の違う事件を起こしてしまうこともあり得ます。そういうことを提言してもいいかもしれません。

(齋藤委員) 光安委員が最初に委員会に来たとき、「リスクに応じて濃淡を付けて対策を取るべきだ」という話をしていたのが印象に残っています。個人情報の中で住所氏名などと要配慮とはやはり重要度が違うということです。

(光安委員) 委員長が言ったようなことは、現場も助かるし、いいかなと思います。

(加島委員長) そうですね。ただ、先ほどの私の話は、中身のリスク度ではなく、配送先のことです。事故としての報告なのか、ヒヤリ・ハットなのか、そこまでやってしまえばものすごい件数になってしまいます。あれをゼロにする目標を立てたら大変です。

8月の事故報告の中に、神奈川県国民健康保険団体連合会が起こしたのがあります。国民健康保険団体連合会が委託を受け、療養費の本人通知をします。国民健康保険団体連合会がやった事故ですが、横浜市民だから、横浜市での事故報告に上がります。横須賀市の個人宅に作った表の裏に、一覧表が入っていて、横浜市民や大和市民の名前と柔道整復師の場所なども入っています。横浜市は何も悪いことはしていません。神奈川の国民健康保険団体連合会は大問題で、全部謝りに行ったようです。全部件数に入れていくと、横浜市の漏えい事故はなくなるのではないかと思います。

今の問題については、何か提言の中に入れてもらえればと思います。法人の役割として、リスク的なものを考えてやってもらいたいと思います。

(事務局) 個人情報だけにあまり注力すると、もっと色々ほかの問題も出てきます。何かうまく広げていければと思います。

(加島委員長) 9ページ最後の段落に「指定管理者や委託先が個人情報を取り扱う際には、適正な個人情報保護が図られるよう」と書いてあります。まとめの前に、管理スペースやリスク度の問題など、大きな組織で考えてもらったほうがいいと言ったほうがいいです。市の担当部署についてどうしたらいいですか。きちんとやっていると思うのですが。

(事務局) 施設の改修に関して言えば、発注元は横浜市になります。建物は横浜市のものなので、市でということになるかという気がします。

(齋藤委員) 横浜市でも棚や倉庫を増設するというのであれば、そういう予算になるでしょう。指定管理者の中でやるのであれば、委託料の中に個人情報を保護するための適切な費用も入れることになるでしょう。そこでの密接な実情や指定管理者の性質にもよります。

(事務局) 経常的な小修繕費用は入っているけれども、大修繕費は別だとか、その辺は前例があると思います。そういうことを何か入れられるか、所管課と調整して検討してみます。

(上野委員) X地域ケアプラザは倉庫というより、物入れの空いているところを使って入れています。予算が付いたとして、あそこの中でつくれるかというのはすごく疑問に感じました。去年のところは棚がうまくいきましたが、今回の地域ケアプラザは本当にそもそものスペースがあるのかと思います。

(光安委員) 確かにそうだと思いますが、その辺はプロの建築業者なら何とかなる可能性もあると思います。

(齋藤委員) X地域ケアプラザはまだ独立の建物だから、若干建増しすればできそうです。Y地域ケアプラザは既存のビルに入ってしまうので、建増のしようがありません。

(加島委員長) 逆に外に倉庫をつくってトイレトペーパーを入れればいいのです。重要なほうは中に入れればいいです。

(塩入委員) 今、議論になっているものは、「改善を求めるもの」とはとらえなかったわけですね。

(上野委員) 指定管理という形で、改善できる範囲を超えてしまっていると思います。予算なり何なりというところでは。

(砂川委員) 前と比べると、鍵はきちんとかけて、ちゃんと箱に入れて保存はできています。ただ、色々なものが混ざっています。

(塩入委員) 改善すべきであれば「改善しろ」と言わないと積極的ではないです。

(上野委員) ただ、「どう分けるのか」と言われたときに、建築士を入れてという話になってしまいます。

(砂川委員) 提言するならそちらに入れないと、確かに動かないですよ。

(加島委員長) 稼働分はきちんとされていました。ちゃんと鍵もかかるし、一般の人が入れない状態だったというのもありました。

(上野委員) それを突き詰めていくと、介護保険スペースの書類を何とかしよう、ということですね。本来は行政で保管しなければならない書類で事業所に保管されて、見に来る実態がある気がします。

(光安委員) 実際は、トイレトペーパーと同じところに置いてあって、これから増える一方でしょう。

(塩入委員) 施設に対してのみの調査内容というか、横浜市に対して書かないのでしょうか。

(加島委員長) いや、そんなことはないです。

(上野委員) 保管年限が長いものは終わりのほうのは、どこか一括して市のほうでスペースをつくってくれば、というところまでいってしまうのかなと思います。

(加島委員長) 「改善を求めるもの」ではないけれど、強い提案ということで、回答を求めたい提案にしたらどうでしょうか。

(上野委員) 多分保管の問題は、一施設で解決できる問題ではない気がしました。工夫した結果、トイレトペーパーや風呂の道具と一緒に入っています。X地域ケアプラザはきちんと倉庫ではなく、空いているスペースに入れていた感じです。

(加島委員長) デイサービスをしているところの横のところに入っていましたね。でも、施錠がされていて、管理はちゃんとしていました。

(塩入委員) 7ページ提案事項の(4)ア(ア)で、「書類の管理については保管場所が分かれていた」とあります。倉庫とそれ以外の保管場所という区別があったわけではないです。であれば、「個人情報を含む書類が複数の場所に分けて保管されていた」ぐらいでいいのではないですか。「管理について保管場所が分かれていた」は、日本語としてどうかと思います。

次も「保管場所について複数の箇所に」とあります。場所と箇所とは同じことです。「同じ部署内でも」、点を入れて、「保管が複数の場所に点在している状況であった」という表現かと思います。

4行目の最後、「各書庫に」は必要ない気がします。「どの個人情報がこの書庫に保管されている」ですか。

(加島委員長) そうですね。

(塩入委員) 「個人情報を」はどうですか。

(加島委員長) 「を」ですね。

(塩入委員) 保管場所についてリスト化しているということですか。

(加島委員長) そうですね。

(塩入委員) ここもちょっと表現を工夫してほしいです。

8ページウ(ア)2段落目の上から4行目「見直してみることを検討していただきたい」というのは非常に消極的です。「見直すことを検討していただきたい」でいいのではないのでしょうか。

すぐ後で「例えば」という形になっているのに、「こう検討されたい」と具体的な言い方になっています。「将来的な移行など検討されたい」としたほうがいいです

(イ)も、「意識啓発の向上」になっているので、「意識啓発のために」で十分かと思います。

次のところは「標語の募集とイベント化の実施」ではなく「イベントの実施」です。

3「まとめ」で、「各種様々な個人情報」は、どちらかだと思います。「各種」は書類にかかるのですか。「様々な個人情報を含む各種の書類」でいいのではないのでしょうか。

「施錠できる書架及び書庫に、概ね適切に管理がされていた」は、「施錠できる書架や書庫に保管されるなど、概ね適切な管理が」ということでしょうか。「概ね適切に管理」はおかしいです。

(加島委員長) 逆ですね。

(塩入委員) 施錠できるところに保管されているから、概ね適切な管理ができるわけです。

その次も、先ほど指摘した「鍵の管理は」のところも同じようにしてください。

そのすぐ下は「制度や仕組みづくりを概ね」とあります。「概ね適切な整備」とはどういうことでしょうか。

(齋藤委員) 「仕組みづくりについて」と書き直したほうがいいと思います。

(塩入委員) いずれにしても、意図が読み取れません。「この点は大変評価できる」ところを「大いに評価できる」でいいと思います。

次の段落も「書類の送付について発送業務を行い」とあります。「送付」と「発送」は同じことです。発送業務について言いたいのでしょうか。「書類を毎月大量に発送しているが、その業務についても」ということでしょうか。

「手法を工夫しながら」は、個人情報の漏えいリスクを低減するための工夫なのか、業務効率のための工夫でしょうか。どのように手法を工夫するのか明確にしてください。「業務に慣れている職員だからこそ」は、「業務に慣れることによって」という意味ですか。

「日々職員が」の「日々」は、「日々携わる」に係るのでしょうか。

「職員が個人情報を含む仕事」は、「個人情報を取り扱う事務」ということでしょうか。

「日々新鮮」は、「日頃から新鮮かつ高い意識を持って携わる」なのではないでしょうか。

「日々」と書いてあります。「日々行動の「日々」はいらなくて、「個人情報を取り扱う業務や手法に隠れたリスクがないかを、職員一人ひとりが常に考え」としたほうがいいのかと思います。

下からの3段目の「手法を変えていくことは」ではなく「変えていくことが」です。

次の段落で「個人情報の送付」は、個人情報を取り扱う業務です。ここもその手法のことを言っています。「取り扱うにおいてリスク低減のために手法を変えていくことが有効だ」と言っています。ここでも手法についてIT導入を検討して、リスク低減について同じことを言っています。IT化については前のページでも「例えば、IT化による書類の・・・」と言っています。この段落はいらぬのではないのでしょうか。

その次、「平成30年度の横浜市の個人情報の・・・」と、「の」が四つ続いています。「平成30年度の横浜市における個人情報漏えい事故のうち」のほうがいいです。

「事故のうち」となっているので、「その3割」の「その」はいらないと思います。

最後に、「本報告書の内容について」と「本報告書」で始まり、「本報告書のまとめとする」はちょっとくどいので、「取り組むことを期待する」とシンプルにしたほうがいいです。

(齋藤委員) この段落で「指定管理者や委託先」という言葉が何度も続いています。3行目の「本市は」だけ「指定管理者や」がありません。多分、一緒の意味だと思いますが、「指定管理者や委託先」と何度も書くのはくどいです。

(塩入委員) 「指定管理者等」とかですね。

(齋藤委員) はい。最初に略称を定義してから「指定管理者等」で通したらどうかと思います。

(加島委員長) それでは、報告書の内容については、ただいまの御意見を踏まえて修正案を次回確認することとしたいと思います。

3 その他

(加島委員長) それでは最後に、「(3) その他」について、事務局から何かございますか。

(事務局) 事務局から一点ご連絡がございます。

8月5日に横浜市立大学が記者発表をしました「臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えいについて」、委員の皆様には記者発表後、あらかじめメールで情報提供させていただきましたが、漏えい事故の内容等について、改めて御報告させていただきます。

また、9月27日にこども青少年局が記者発表をしました「横浜市プレミアム付商品券事業における購入引換券の誤印字及び誤送付について」報告させていただきます。

(事務局) <資料3に基づき説明>

(加島委員長) では、委員の皆様からは何かありますか。

(加島委員長) 世帯主の前住所地への送付は、郵便局で所在確認できないで戻ってこなかったのですか。戻ってこなかった分ですか。

(事務局) この時点ではまだ戻ってきていません。戻ってくれば、もちろんそれを除いた分になります。

(加島委員長) 渡ってしまった分ということですね。

(事務局) はい。

(光安委員) 郵便局が896件の郵送物を宛名が違うのにポストインしてしまったのですか。

(事務局) 送付元は横浜市として投函したので、宛名が違っていると横浜市に戻ってくるものがあります。

(光安委員) 普通、戻りますよね。

(事務局) 宛名違いは戻るのですが、その状況が分かりません。

(光安委員) この896件が、発送した件数なのか、送達されてしまった件数なののでしょうか。そんなに郵便局は何も考えずにポストに入れてしまう

のか、心配です。

(事務局) この発覚の経緯にもあるように、誤送付された郵便物を受け取った人から問合せがありました。

(齋藤委員) これは発送数ですか。

(事務局) 発送数です。それが戻ってくるかは、この時点ではまだ分かりません。

(加島委員長) 戻ってくる分もこの中に含まれているのですね。

(事務局) 含まれています。だから、最大の数字です。

(砂川委員) もう戻ってきているのですね。19日に戻ってきて21日発表ですから。

(事務局) そうですね。

(加島委員長) 今の数字は分からないですね。

(事務局) まだこちらで把握していません。

(齋藤委員) これは6月1日時点の住民票基準でひととおりに送ったという前提でしょうか。

(加島委員長) これを読むとそんな感じですね。

(事務局) そうですね。6月1日時点ですね。

(加島委員長) 9月17日に発送したから、3か月分の住所変更した分がこれだけあるということですね。

(齋藤委員) 3か月間、特に住民票を移してもいないで、どこかに出てしまったり、転送届けを出していなかったりとなってくると、ある意味、市のほうではシステム上どうしようもないです。そういうのも含まれているのでしょうか。

(事務局) ある程度の時点で印刷作業に入らないといけないので入りますが、その場合、発送まで3か月もあつたら、通常は引き抜き作業をして、その間の住所移動のリストをまた別に印刷し、差し替え作業するはずで。古いまま投函することはしないと思います。

(加島委員長) それを怠っているのですね。

(事務局) 現状ではその詳しい事情が分からないです。そこは原因調査中です。

(加島委員長) 普通の郵便とは違う特定記録郵便だから、手渡しはされないけれど、表札のかけ方とかきちんと調べますよね。

(事務局) そのはずで。表札が確認できない家も結構あります。確認できなければどういう取扱いにするか、郵便局は事前に決めているとは思いますが。恐らく部屋番号で確認できれば投函する取扱いになっているのではないのでしょうか。

(砂川委員) 病院のほうは結構時間がたっています。その後、宛先不明の人はどうなったのでしょうか。患者たちからは反応がありましたか。

(事務局) 今のところないです。

(加島委員長) 宛先が未だに分からないですか。この間、言っていましたよね。メールアドレスなので、どこへ行っているか全然分かりません。

(事務局) そこに謝罪のメールは送っているのですが、何も返信がありません。

せん。もしかしたら使われていないのか、何なのか分かりません。

(砂川委員) 迷惑メール処理してしまって、どこかでというのがあります。

(加島委員長) メールアドレスがなければ不在で返ってきています。戻って来てないということは、どこかに入っていることは確かです。

(砂川委員) 患者からは特に何か聞いていないですか。

(事務局) そうですね。

(砂川委員) 「訴えるぞ」みたいなことはないですか。

(事務局) そういうことは、あったかどうかは分かりません。

(加島委員長) 第三者調査委員会はいつ報告を出すのですか。

(事務局) 第1次報告は11月頃、第2次の最終報告は年度内です。

(加島委員長) それもまた報告はありますか。

(事務局) 本件に関しては今月末の個人情報保護審議会で、市大から担当者に来て説明してもらいます。

(加島委員長) とんでもない話です。

(事務局) 倫理委員会に提出した計画がありながら、それを無視する形で、匿名化を後で突き合わせることを面倒がって、氏名のまま取り扱っていました。色々計画違反があります。計画違反ということは、保護条例の取扱いということです。研究者の医師の意識が非常に低かったということです。ほかの医師はどうなのか、アンケート調査するところから始めています。

(光安委員) これは、宛先不明のアドレスに送信したことをもって患者情報の漏えいとしています。だけど、患者は市大以外の医師など22名で共有することについては了解していたのですか。

(事務局) いえ、それは。

(光安委員) そもそも22人に対しても、「それは普通に送ったから大丈夫」というような書き方になっています。それも漏えいではないですか。

(事務局) 関係病院の医師からは、その病院の患者情報を市大から送ってもらう取扱いです。それ以外の3,000人を関係病院に送る必要はそもそもありません。そこを切り分けて送らなければいけませんでした。送る先の病院の患者のものだけを切り出してその病院に送り、そこに新しい情報を付け加えてまた送り戻してもらうはずでした。切り分けずに情報更新したものを全員分送ってしまいました。

(光安委員) この22人の医師全員が不適切な扱いをしていたという問題ではないですか。附属病院だけの問題ではないです。

(加島委員長) 完全に要配慮個人情報です。情報としてはかなり重要度が高いです。

(光安委員) 医師が学会で何か発表するために、泌尿器科だけでなく色々なところでそんなことをしているとしたら、社会的な問題ではないでしょうか。

(事務局) 市大ではそのようなこととして受け止めて、調査して取り組んでいます。

(光安委員) 市大が謝る問題ではありません。

	<p>(上野委員) ちゃんと同意書を取っているのですか。匿名化して使ったり、情報を患者から取っていないと、またそれはそれでおかしな話です。</p> <p>(光安委員) 逆に同意を明確にもらっていないから、そこは匿名化してやる計画にしているのではないのでしょうか。</p> <p>(事務局) その点については厚労省が、医学的研究に関する倫理指針を出しています。検体や血液など、資料を伴わないカルテや書面のような情報だけであれば、同意がなくても思います。オプトアウトのような形で利用目的を明示して、申出があれば取扱いから外すというレベルで扱っていいという指針を出しています。その指針の中では匿名化することや幾つか条件を付けられています。そのレベルに従って大学倫理委にも計画を提出して認められています。</p> <p>(加島委員長) 市大のホームページも、すぐには分からないですが、ずっと追いかけていくと、最後に「研究で使われる。使われたくない場合は申し出てくれ」というところにたどり着きます。北里大学病院ではホームページの真ん中に入っています。</p> <p>(事務局) その辺の表示もこの機会に見直してもらいたいです。市大病院に協力した医師がいる市民病院や、横浜市のほかの病院もあります。市民病院のホームページは、探してもそういう説明が見つかりません。その点も含めてこの機会に整理してもらえればと思います。</p> <p>(光安委員) 第三者調査委員会はそのような論点も含めてですか。</p> <p>(事務局) 関連病院の取扱いが個人情報保護条例に照らしてどうだったのかも併せて検討すると言っていました。</p> <p>(光安委員) こういうのは、あらゆる医師によくあるのでしょうかね。</p> <p>(上野委員) オプトアウトは医師から言ってくれないと、患者からはなかなか「嫌だ」とは言えません。</p> <p>(加島委員長) よろしいですか。それでは最後に、事務局から何かありますか。それでは、最後に事務局から連絡をお願いします。</p> <p>(事務局) 最後に、次回委員会の開催日について、御都合をお伺いしたいと思います。次回委員会の開催日については、11月14日(木)午後2時からということで考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回委員会は11月14日午後2時からと決定させていただきます。場所は、本日の会議室で予定しています。ありがとうございました。</p> <p>(加島委員長) それでは、本日予定いたしました議事は以上ですので、会議を終了いたします。</p>
資 料	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度第3回委員会会議録 2 令和元年度実地調査報告書(案) 3 個人情報の漏えい事故に係る記者発表資料

本会議録は、令和元年11月14日令和元年度第4回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路